

九州のなかま

2009 - 7

秋闘情報: NO. 7

発行日 : 2009年11月10日(火)

発行者 : 生協労連 九州地連

11・8国民大集会に3万5000人!

新しい未来へ! ~不況打開・なくせ貧困、雇用確保、守ろう!いのちと暮らし~

11月8日(日)、JR原宿駅から代々木公園まで、人の波が切れることなく続き、また会場周辺には地方から大型バスが次々と到着しました。その数3万5000人。会場の内外は、連立政権に対し、くらしと雇用に関する切実な要求実現を訴える熱気に包まれていました。集会では、非正規労働者からは「非正規切りを繰り返さないために派遣法の抜本改正を!」、高齢者からは「後期高齢者医療制度は即廃止を!」等々の発言があり、会場からは声援や拍手がわきおこっていました。集会後は3つのコースに分かれてデモ行進をし、九州地連のなかまも地域のなかまと共に元気よくシュプレヒコールを行いました。



11・9 生協労連中央行動



前日の「11・8国民大集会」に引き続いて9日(月)、生協労連中央行動が行われ、全国から86人の生協のなかま(九州からは14人)が参加しました。9時からJR新橋駅S1広場にて宣伝行動を、その後は国会議員への要請行動、政党への要請・懇談、厚生労働省との交渉、と3つのコース別れて行動しました。

国会議員への要請行動では、最低賃金を1,000円以上とすること、均等待遇を明記したパート労働法の改正を行うこと、後期高齢者医療制度の即時廃止、消費税の減税、核兵器のない世界をめざすことなど5つの項目について要請を行いました。参加者からは、「今回の要請行動は、今までとは対応が違い、どの政党も丁寧な対応で、きちんと話を聞いてくれた。」のと感想が寄せられました。

厚生労働省との交渉は「パート法の改正」について行いました。その中で明らかになったことは、厚労省は「差別的取り扱い禁止」対象のパート労働者の実数について、調査をしていないので実数は把握し

ていない。パート法の3年後の見直しについては、経過を見ながら見直しが必要なものについては見直しを行う。パート法の主旨は処遇の改善であって、賃金水準については、法的には定めていない。...この部分が明記されていないことが、「法の不十分」さをあらわしています。最後にパート法が本当に法改正になっているのか、実態を調査し、「賃金についても均等にすべき」と明記してほしい旨を伝えて、交渉は終了しました。

お願い: 2009年秋闘関連の取組み 他の情報を地連まで FAX: 092-947-9193